



新型コロナウイルス感染症の院内感染対策に係る留意点等について

◇地域保健部◇

これまでも新型コロナウイルス感染症の院内感染防止対策についてお知らせしておりますが、最近、道内の医療機関において、集団感染事例が発生したことから、下記事項について、より一層ご留意くださいますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染症の院内感染を防止するための留意事項】

北海道から各医療機関宛通知：令和3年（2021年）3月9日付け（医業第2577号）

1. 管理者は、感染の疑いについて早期に把握できるよう、入院患者や職員全員の検温結果や体調の変化などについて、職員から毎日定時に報告を受けるなど、医療機関全体の入院患者や職員の体調変化を把握すること。
2. 発熱や呼吸器症状がある入院患者や職員に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染の可能性を踏まえた対応を行うとともに、PCR検査を積極的に行うこと。
3. 上記1、2の措置に伴い、判断や具体的な実施にあたり迷う場合等には、所管保健所に相談するなどして、的確な対策を講ずること。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する通知等は、北海道医師会ホームページ「医師の皆様へ—感染症情報」に掲載しておりますので、ご参照ください。

URL：<http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/infection.html>

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症に関する日本医師会からの通知等は、北海道医師会ホームページ「医師の皆様へ—感染症情報」に掲載しています。

URL：<http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/infection.html>